

岡崎市立小中学校空調設備整備事業

募集要項

平成30年9月26日

岡 崎 市

目次

| | |
|-------------------------------|----|
| 第1 本書の位置づけ | 1 |
| 第2 事業概要 | 1 |
| 1 事業内容に関する事項 | 1 |
| (1) 事業の名称 | 1 |
| (2) 事業に供される公共施設等の種類 | 1 |
| (3) 公共施設等の管理者 | 1 |
| (4) 事業目的 | 1 |
| (5) 事業の概要 | 2 |
| (6) 事業方式 | 2 |
| (7) 事業範囲 | 2 |
| (8) 事業期間 | 3 |
| (9) 事業スケジュール | 3 |
| (10) 本事業の実施に当たり遵守すべき法規制・適用基準等 | 3 |
| (11) 事業期間終了後の措置 | 3 |
| (12) 選定事業者の収入 | 4 |
| 第3 民間事業者の募集及び選定に関する事項 | 4 |
| 1 民間事業者選定の方法 | 4 |
| 2 選定の手順及びスケジュール | 4 |
| 3 応募手続き等 | 5 |
| 4 応募者の備えるべき参加資格要件 | 8 |
| (1) 応募者の備えるべき参加資格要件 | 8 |
| 5 応募に関する留意事項 | 13 |
| (1) 費用負担 | 13 |
| (2) 募集要項等の承諾 | 13 |
| (3) 応募に係る提案書類の取扱い | 13 |
| (4) 市が提示する資料の取扱い | 13 |
| (5) 応募グループの複数提案の禁止 | 14 |
| (6) 応募書類の変更禁止 | 14 |
| (7) 使用言語、単位及び時刻 | 14 |
| (8) 応募無効に関する事項 | 14 |
| 6 審査及び選定に関する事項 | 14 |
| (1) 審査に関する基本的な考え方 | 14 |
| (2) 事業者の選定 | 15 |
| 7 審査結果及び評価の公表方法 | 15 |

| | |
|---|----|
| 第4 提案に関する条件 | 16 |
| 1 整備業務の完了及び引渡し等 | 16 |
| (1) 整備業務の完了等 | 16 |
| (2) 設備の維持管理 | 16 |
| 2 提案価格 | 16 |
| (1) 提案価格の算定方法 | 16 |
| (2) 市の支払総額の上限価格 | 16 |
| 第5 優先交渉権者の決定後の手続き | 17 |
| 1 基本協定の締結 | 17 |
| 2 SPC の設立等 | 17 |
| 3 優先交渉権者との交渉と事業契約の締結 | 17 |
| (1) 契約内容 | 17 |
| (2) 事業契約に係る契約書作成費用 | 17 |
| 4 契約保証金 | 17 |
| 5 保険 | 18 |
| 第6 選定事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項 | 18 |
| 1 予想される責任及びリスクの分類と官民間での分担 | 18 |
| (1) 責任分担の考え方 | 18 |
| (2) 予想されるリスクと責任分担 | 18 |
| 2 選定事業者により提供されるサービス水準 | 18 |
| 3 選定事業者の責任の履行に関する事項 | 18 |
| 4 市による事業の実施状況のモニタリング | 19 |
| (1) モニタリングの実施 | 19 |
| (2) モニタリングの時期 | 19 |
| (3) モニタリングの方法 | 19 |
| (4) モニタリングの費用の負担 | 19 |
| 第7 事業契約の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項 | 19 |
| 第8 事業の継続が困難となった場合の措置に関する事項 | 20 |
| 1 事業の継続に関する基本的な考え方 | 20 |
| 2 事業の継続が困難となった場合の措置 | 20 |
| 第9 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援等に関する事項 | 20 |
| 1 法制上及び税制上の措置に関する事項 | 20 |
| 2 財政上及び金融上の支援に関する事項 | 20 |
| 3 その他の支援に関する事項 | 20 |
| 第10 その他特定事業の実施に関し必要な事項 | 20 |
| 1 議会の議決 | 20 |

| | |
|------------------------|----|
| 2 情報提供..... | 21 |
| 3 募集要項等に関する問い合わせ先..... | 21 |
| 添付資料 リスク分担表..... | 22 |

【用語の定義】

本募集要項では、次のように用語を定義する。

| | |
|--------|--|
| 市 | : 特に指定のない限り岡崎市のことをいう。 |
| 本事業 | : 岡崎市立小中学校空調設備事業のことをいう。 |
| PFI 法 | : 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号 改正平成 28 年法律第 51 号）をいう。 |
| PFI 事業 | : PFI 法に基づき実施する事業のことをいう。 |
| 教室等 | : 業務要求水準書において指定する室をいう。 |
| 児童等 | : 児童及び生徒のことをいう。 |
| 実施方針等 | : 実施方針、業務要求水準書(素案)をいう。 |
| 募集要項等 | : 募集要項、業務要求水準書、審査基準書、参加資格審査様式集、提案審査様式集、支払方法説明書、モニタリング減額方法説明書、基本協定書（案）、事業契約書（案）をいう。 |
| 応募者 | : 施設の設計・建設、工事監理及び維持管理等の能力を有し、本事業に応募する事業者グループをいう。 |
| SPC | : Special Purpose Company の略。本事業の実施のみを目的として選定事業者により設立される会社をいう。特別目的会社ともいう。 |
| 構成企業 | : 複数の異なる企業等が共同で事業を行う組織を形成している構成員をいう。 |
| 協力企業 | : 応募者の構成企業以外の者で、事業開始後、構成企業から業務を直接受託又は請負うことを予定している者をいう。 |
| 代表企業 | : 構成企業を代表する企業をいう。 |
| 審査委員会 | : 本事業の事業者選定審査委員会をいう。 |
| 提案事業 | : 市の要求水準及び加点項目に従い、選定事業者の提案により実施する事業 |

第1 本書の位置づけ

この「岡崎市立小中学校空調設備整備事業 募集要項」（以下「募集要項」という。）は、市が PFI 法に基づき特定事業として選定した本事業を実施する民間事業者（以下「事業者」という。）を公募型プロポーザル方式により募集及び選定するにあたり、公表するものである。

事業の基本的な考え方については、実施方針（平成 30 年 9 月 12 日変更版）と同様であるが、本事業の条件等について、実施方針等に関する質問及び意見に対する回答（平成 30 年 9 月上旬公表）を反映しており、応募者は、募集要項及び募集要項に併せて公表する次の資料の内容を踏まえ、募集に参加するものとする。

- ・ 募集要項
- ・ 業務要求水準書
- ・ 審査基準書
- ・ 参加資格審査様式集
- ・ 提案審査様式集
- ・ 支払方法説明書
- ・ モニタリング減額方法説明書
- ・ 基本協定書（案）（平成 30 年 10 月 15 日公表予定）
- ・ 事業契約書（案）（平成 30 年 10 月 15 日公表予定）

なお、募集要項等と、実施方針（9 月 12 日変更版）ならびに実施方針等に関する質問及び意見に対する回答に相違がある場合は、募集要項等の規定が優先するものとする。また、募集要項等に記載がない事項については、実施方針等に関する質問及び意見に対する回答、募集要項等に対する質問への回答によることとする。

第2 事業概要

1 事業内容に関する事項

- (1) 事業の名称
岡崎市立小中学校空調設備整備事業
- (2) 事業に供される公共施設等の種類
教育文化施設
- (3) 公共施設等の管理者
岡崎市長 内田 康宏
- (4) 事業目的
本事業は、児童等にとって望ましい学習環境と健全な学校生活を営む機会の創出を

図るため、できる限り早く、小学校及び中学校の普通教室等へ空調設備を整備する。事業実施に当たっては、民間事業者の技術やノウハウを活かし、できる限り学校間の公平性を確保するほか維持管理も含め一括発注することにより合理的で効率的な事業とすることを目的とする。

(5) 事業の概要

本事業は、夏季の冷房及び冬季の暖房を行う空調設備等を、市内の小学校47校及び中学校20校（以下「対象校」という。）の教室等（普通教室、特別支援教室 1,235 室、特別教室348 室、その他教室 140 室、配膳室 67 室（以下「対象室」という。)) に設置するために、本事業を実施する事業者が一貫して空調設備等の設計、施工、工事監理等の業務を行い、空調設備等の所有権を本市に移転し、その上で維持管理期間を通して空調設備等の維持管理業務等を行うものとする。

(6) 事業方式

本事業は、PFI法に基づき実施し、事業方式は、BTM (Build-Transfer-Maintenance) 方式とする。

(7) 事業範囲

ア 空調設備等の設計業務

- ・空調設備等の設計のための事前調査業務
- ・空調設備等の施工に係る設計業務（各対象校の一般図の作成、設計図書の作成等）
- ・その他、付随する業務（調整（学校との調整も含む。）、報告、申請、検査、交付金の申請支援（事業費の算定及び工事写真の提出等））等

イ 空調設備等の施工業務

- ・空調設備等の施工業務（当該空調設備等の導入に伴う、一切の工事（エネルギー関連の設備・配管の整備、市が指定する既存施設又は設備の撤去・移設・処分、植栽その他既存施設又は設備の移設・復元等）を含む。）
- ・その他、付随する業務（調整（学校との調整を含む。）、報告、申請、検査等）等

ウ 空調設備等の工事監理業務

- ・空調設備等の施工に係る工事監理業務
- ・その他、付随する業務（調整（学校との調整を含む。）、報告、申請、検査等）等

エ 空調設備等の所有権移転業務

・施工完了後の市への空調設備等の所有権の移転業務

※完了時期の指定有り(小学校の対象室・中学校一部(特別支援教室):2019年6月末、その他:2019年12月末)

オ 空調設備等の維持管理業務

- ・事業期間にわたる空調設備等の性能の維持に必要となる一切の業務(点検、保守、修繕、フィルター清掃、消耗品交換、その他一切の設備保守管理業務等)
- ・緊急時対応業務(問い合わせ対応、緊急出動、緊急修繕等)
- ・空調設備等の運用に係るデータ計測・記録業務
- ・空調設備等の運用に係るアドバイス業務(機器の使用方法に係る説明書の作成等(運用指針の作成協力を含む。))
- ・新規設備及び点検対象設備の3年毎の法定点検業務
- ・その他、付随する業務(業務マニュアルの作成、調整、維持管理記録の提出・報告、自主モニタリングによる確認、市が行うモニタリングへの協力等(調整業務には、学校との調整を含む。))

(8) 事業期間

本事業の事業期間は、事業契約締結日(2018年12月下旬を予定)の翌日から、2030年3月31日までの設計・施工後約10年間とする。

(9) 事業スケジュール

| 項目 | 期間 | 備考 |
|----------|---------------------------|-----------------|
| 契約締結日 | 2018年12月下旬 | 平成30年12月定例会承認日 |
| 設計及び施工期間 | 2018年12月下旬～ 2019年12月末日 | 2019年7月より一部供用開始 |
| 維持管理期間 | 2019年7月1日～ 2030年3月31日 | ルームエアコンは保守対象外 |
| 事業終了 | 2030年3月31日 | |

(10) 本事業の実施に当たり遵守すべき法規制・適用基準等

本事業の実施にあたっては、本事業に関係する法制度等並びに設計・施工、維持管理等の提案内容に応じて関連してくる関係法令及びその関連施行令、施行細則、条例、規則、要綱等を順守するとともに、各種基準、指針等についても本事業の要求水準と照らし合わせて適宜参考とすること。

(11) 事業期間終了後の措置

市は、事業期間終了後においても本設備を継続して供する予定である。選定事業者

は、事業期間終了時に要求水準を満たす状態で、本設備を市に引継ぐものとする。

(12) 選定事業者の収入

本事業における選定事業者の収入は、次のとおり予定している。なお、内容の詳細や支払方法については、募集要項等及び事業契約書（案）で提示する。

市が支払うサービス購入費

市は、選定事業者が実施する本事業に要する費用のうち、本事業の設計・整備及び、維持管理等に係る費用について、事業期間中に予め定める額を事業契約書に基づき選定事業者を支払う。

第3 民間事業者の募集及び選定に関する事項

1 民間事業者選定の方法

本事業は、事業者に対象校の対象室 1,790 室における空調設備等の設計、施工、工事監理、所有権移転、維持管理等及びこれらに付随し関連するすべての業務の実施を求めるものであり、事業期間も長期間にわたることから、事業者には、本事業を確実に遂行できる総合的な能力が求められる。

したがって、事業者の選定にあたっては、透明性・公平性及び競争性の確保に配慮した上で、本事業に係るサービス対価及び事業提案内容等を総合的に評価する公募型プロポーザル方式により事業者を選定する。

2 選定の手順及びスケジュール

選定にあたっての手順及びスケジュールは、次のとおり予定している。

| | |
|---|---|
| 平成 30 年 9 月 26 日 (水) | 募集要項等（基本協定書（案）及び事業契約書（案）を除く）の公表 |
| 平成 30 年 9 月 28 日 (金) ～10 月 5 日 (金) | 募集要項等（基本協定書（案）及び事業契約書（案）を除く）に関する質問の受付 |
| 平成 30 年 10 月 15 日 (月) | 基本協定書（案）及び事業契約書（案）の公表 募集要項等（基本協定書（案）及び事業契約書（案）を除く）に関する質問への回答 |
| 平成 30 年 10 月 18 日 (木) ～10 月 25 日 (木) | 基本協定書（案）及び事業契約書（案）に関する質問・意見受付 |
| 平成 30 年 10 月 31 日 (水) | 基本協定書（案）及び事業契約書（案）募集要項等の変更・修正公表 |
| 平成 30 年 11 月 5 日 (月) | 参加表明書及び参加資格審査申請書兼誓約書提出締切 |
| 平成 30 年 11 月臨時会 | 本事業実施に係る債務負担行為の設定議案の提出 |
| 平成 30 年 11 月 9 日 (金) | 参加資格審査結果の通知 |

| | |
|----------------|----------------------------|
| 平成30年11月16日(金) | 提案書提出締切 |
| 平成30年11月28日(水) | 提案に関するヒアリングの実施 |
| 平成30年11月下旬 | 優先交渉権者の決定及び公表 |
| 平成30年12月 | 基本協定の締結 |
| 平成30年12月 | 仮契約の締結 |
| 平成30年12月定例会 | 事業契約議案の提出（議決により仮契約を本契約とする） |

※事業者の希望による現地調査を10月1日（月）～10月31日（水）に予定
（様式1－2 現地調査申込書）

3 応募手続き等

(1) 応募手続等

ア 参考図書の貸与

市は、募集要項等の参考図書として以下の書類を本事業に応募しようとする事業者のうち希望者に貸与する。貸与手続の方法や日程等の詳細については、参考図書電子データの提供依頼書により、貸与を受けること。市が貸与する参考図書は、一般公表することを前提としていない情報であるため、関係者以外配布禁止とし、取扱いに注意すること。

なお、参考図書の内容と実際の対象校の状況との整合について、市は保証するものではない。

○ 貸与する参考図書

- a 学校施設台帳（全対象校分）
- b 対象教室・室外機設置位置の候補図示図面（全対象校分）
- c 既設空調機器リスト（全対象校分）
- d 立面図・各階平面図（岡崎市において整理されているもの）
- e 各校配管状況等図面（岡崎市において整理されているもの）
- f 竜谷小学校大規模改修図面
- g 単線結線図等（全対象校分）
- h 過去のエネルギー消費量一覧（平成28年及び平成29年度度実績値）

イ 募集要項等に関する質問の受付、質問及び回答の公表

募集要項等に記載の内容に関して、質問を下記により受け付ける。また質問の内容を考慮して、募集要項等の内容を変更する場合がある。

受付期間 平成30年9月28日（金）～平成30年10月5日（金）17時15分まで

提出方法 質問の内容を簡潔にまとめ、「募集要項等に関する質問書」（様式集様式）により電子メールで提出のこと。なお、メールタイトルには

「募集要項等に関する質問（会社名）」と明記すること。

提出先 岡崎市教育委員会事務局施設課
回答方法 平成30年10月15日（月）に市ホームページで公表する。なお、質問者名は公表しないものとする。

ウ 基本協定書（案）及び事業契約書（案）に関する質問・意見受付

基本協定書（案）及び事業契約書（案）に記載の内容に関して、質問を下記により受け付ける。また質問の内容を考慮して、基本協定書（案）及び事業契約書（案）の内容を変更する場合がある。

受付期間 平成30年10月18日（木）～平成30年10月25日（木）17時15分まで

提出方法 質問の内容を簡潔にまとめ、「募集要項等に関する質問書」（様式集様式）により電子メールで提出のこと。なお、メールタイトルには「基本協定書等に関する質問（会社名）」と明記すること。

提出先 岡崎市教育委員会事務局施設課
回答方法 平成30年10月31日（月）に市ホームページで公表する。なお、質問者名は公表しないものとする。

エ 参加表明書及び参加資格審査申請書等の受付

応募者は、以下(イ)に示す書類を様式集に従い作成し、市へ持参により提出すること。

(ア)受付期間

平成30年10月31日（水）～平成30年11月5日（月）
各日8時30分～17時15分

(イ)提出書類

参加表明書等の作成方法は様式集に従うこと

(ロ)提出先

岡崎市教育委員会事務局施設課

(2) 参加資格審査の結果通知

市は、参加資格確認基準日（参加資格確認通知日）をもって、応募者から提出された資格確認書類により資格審査を行う。

参加資格審査の結果については、平成30年11月9日（金）までに、応募者の代表企業に対し、書面にて通知する。なお、この際に通知する登録番号を用い、提案書の作成を行うこと。

(3) 参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

参加資格審査の結果通知により、参加資格がないと認められた応募者の代表企業は、平成30年11月14日（水）から平成30年11月15日（木）までの各8時30分から17時15分までの間に、書面（様式3-13）により、説明を求めることができる。

(4) 応募の辞退

参加資格の確認を受けた応募者が、応募を辞退する場合は、応募書類提出期限までに、応募辞退届（様式4-5）を市へ持参により提出すること。

なお、応募を辞退した場合に、今後、市の行う業務において不利益な取扱いをされることはない。

(5) 提案書の受付

資格審査通過者に対し、募集要項等に基づき本事業に関する事業計画の提案内容を記載した提案書の提出を求める。提案書の審査に当たって、市が必要と判断した場合は、応募者に対して個別に確認を行うこともある。

ア 受付期間

平成30年11月12日（月）～平成30年11月16日（金）

各日8時30分～17時15分

イ 提出書類

提案書等の作成方法は様式集に従うこと。

ウ 提出先

岡崎市教育委員会事務局施設課

(6) 提案に関するヒアリング

提案書の内容の確認のために、応募者に対するヒアリングを平成30年11月28日（水）に実施する。

なお、ヒアリングの実施方法については、提案書を提出した応募者に対し、別途通知する。

(7) 優先交渉権者及び次点交渉権者の選定並びに公表

提案書について審査委員会で総合的に評価を行い、市は、優先交渉権者及び次点交渉権者を選定し、応募者に通知するとともに公表する。

(8) 優先交渉権者との交渉と事業契約の締結

市は、選定した優先交渉権者と契約内容の詳細について協議し、事業契約に関する議

会の議決を経た後、事業契約を締結する。協議が調わなかった場合、次点交渉権者と協議を行う。

(9) 提案書の返却

提出した提案書類の返却は行わない。

4 応募者の備えるべき参加資格要件

(1) 応募者の備えるべき参加資格要件

ア 応募者等の定義と全体構成

本事業への応募者は、本事業を実施するために必要な能力を備えた複数の企業（以下、「構成企業」という。）によって構成されるグループ（以下、「応募者」という）とする。応募者の要件は、以下のとおり。

(ア) 応募者は、あらかじめ代表企業を定め、その代表企業が応募手続を行う。

(イ) 参加表明書及び参加資格審査書類の提出時に、応募者の構成企業を明らかにする。また、その際に構成企業から業務を直接受託又は請負うことを予定している企業（以下、「協力企業」という）がある場合は、これを明らかにすることを妨げない。

(ウ) 参加表明書の提出後は、原則として、構成企業及び協力企業の変更は認められない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、市と協議を行うこと。

(エ) 優先交渉権者は、本事業を実施するために会社法（平成 17 年法律第 86 号）に定める株式会社として、特別目的会社（以下（「SPC」という。）を設立しても構わない。その場合は以下の条件を全て満たすこと。

a 構成企業は SPC へ出資を行う。また、代表企業は、SPC への出資者のうち最大の出資を行う。

b 構成企業以外の者が出資しても構わない。但し、その場合でも、構成企業は事業の全期間に渡り、SPC の議決権株式の 50%以上を保有し続ける。

c 出資者は、本事業が終了するまで SPC の株式を保有し、事前に書面による市の承諾

を得た場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他の一切の処分ができない。

(オ) 構成企業は、他の応募者の構成企業及び協力企業になることができない。また、協力企業も応募時には他の応募者の構成企業及び協力企業になることはできない。ただし、事業契約の締結に至らなかった応募者の協力企業が、市と事業契約を締結した応募者の構成企業又は協力企業から業務を再受注することは妨げない。その場合は、事前に市の承諾を得ること。

イ 応募者の参加資格要件（共通）

構成企業は、参加資格確認基準日において岡崎市入札参加業者資格者名簿に登録されており、かつ次のいずれにも該当しない者とする。

(ア) 市の指名停止処分を受けている者（資格確認申請書の提出日から優先交渉権者決定までの期間）。

(イ) 資格確認申請書の提出日から優先交渉権者決定までの期間において、「岡崎市が行う事務又は事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成 24 年 2 月 24 日付け岡崎市長・岡崎市教育委員会教育長・愛知県岡崎警察署長締結。）に基づく排除措置を受けている者。

(ウ) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者。又はその者を代理人、支配人その他使用人若しくは入札代理人として使用する者。

(エ) 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 26 条第 2 項の規定による事務所の閉鎖命令を受けている者。

(オ) 旧会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）第 30 条第 1 項若しくは第 2 項又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項若しくは第 2 項の規定に基づき更生手続き開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者。

(カ) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定に基づき再生手続き開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者。

(キ) 本事業に係る支援業務に関与した者及びこれらのいずれかと資本面又は人事面におい

て密接な関連のある者。なお、「資本面において密接な関連のある者」とは、当該企業の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える議決権を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者をいい、「人事面において密接な関連のある者」とは、当該企業の役員を兼ねている場合をいう。

支援業務に関与した者は、次のとおり。

株式会社日建設計総合研究所 名古屋オフィス

(所在地：愛知県名古屋市中区栄 4-15-32)

弁護士法人 関西法律特許事務所

(所在地：大阪府大阪市中央区北浜 2 丁目 5 番 23 号 小寺プラザ 12 階)

(ク) 「6 (1) 審査に関する基本的な考え方」に示す審査委員会の委員が自ら主宰し、又は役員若しくは顧問として関係する営利法人その他営利組織及び当該組織に所属する者。又は、審査委員会の委員の研究室に所属する者。

(ケ) 私的独占禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行っていない者であること。

ウ 各業務を遂行する構成企業に関する参加資格要件

本事業の各業務は、業務ごとにそれぞれ次の要件を満たす構成企業の少なくとも 1 社が担当するものとする。

(7) 「空調設備等の設計業務」を行う構成企業の要件

a 常勤の自社社員で、かつ、資格確認書類提出日において引き続き 3 箇月以上の雇用関係がある建築士法に基づく設備設計一級建築士又は建築設備士の資格を持つ者を有していること。

b 平成 25 年 1 月 1 日以降に、学校、事務所等の施設においての空調設備の設計の実績（室内機 10 台以上かつ延べ床面積 500 m²以上の建物を対象とする。）を有していること。

(イ) 「空調設備等の施工業務」を行う構成企業の要件

a 建設業法第 3 条第 1 項の規定による管工事に係る特定建設業の許可を受けていること。建設業法第 27 条の 23 第 1 項の規定する経営事項審査を受け、直前の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書における「管」の総合評定値（経営事項審査総合評定値）が 750 点以上であること。

- b 平成 25 年 1 月 1 日以降に、学校、事務所等の施設における空調設備の施工実績（室内機 10 台以上かつ延べ床面積 500 m²以上の建物を対象とする。）を有していること。

- (ウ) 「空調設備等の工事監理業務」を行う構成企業の要件
 - a 常勤の自社社員で、かつ、資格確認書類提出日において引き続き 3 箇月以上の雇用関係がある建築士法に基づく設備設計一級建築士又は建築設備士の資格を持つ者を有していること。
 - b 平成 25 年 1 月 1 日以降に、学校、事務所等の施設における空調設備の工事監理業務の実績（室内機 10 台以上かつ延べ床面積 500 m²以上の建物を対象とする。）を有していること。

- (エ) 「空調設備等の維持管理業務」を行う構成企業の要件
 - a 選択したエネルギー方式及び空調方式での運用に必要な資格を持つ者を配置できること。なお、当該資格を持つ者は常勤の自社社員で、かつ、資格確認書類提出日において引き続き 3 箇月以上の雇用関係があること。
 - b 平成 20 年 1 月 1 日以降に、連続して 5 年以上の期間、学校、事務所等の施設における空調設備の維持管理の実績（室内機 10 台以上かつ延べ床面積 500 m²以上の建物を対象とする。）を有していること。

- エ 同一企業による複数業務の担当についての要件

構成企業及び協力企業は、「1 (1)カ 事業範囲」に示す業務のうち、複数業務を担当できる。ただし、同一の事業対象箇所（学校単位とする。）における「空調設備等の施工業務」と「空調設備等の工事監理業務」の両方の業務を、同一の構成企業及び協力企業が担当することはできない。

- オ 協力企業に関する資格要件
 - (7) 「空調設備等の設計業務」を行う協力企業の要件

平成 25 年 1 月 1 日以降に、学校、事務所等の施設における空調設備の設計の実績を有していること。

 - (イ) 「空調設備等の施工業務」を行う協力企業の要件

- a 建設業法第 27 条の 23 第 1 項の規定する経営事項審査を受け、直前の経営規模等評価結果通知書・総合評価値通知書における「管」の総合評価値（経営事項審査総合評価値）が 500 点以上であること。
- b 平成 25 年 1 月 1 日以降に、学校、事務所等の施設における空調設備の施工実績を有していること。

(ウ) 「空調設備等の維持管理業務」を行う協力企業の要件

平成 20 年 1 月 1 日以降に、連続して 5 年以上の期間、学校、事務所等の施設における空調設備の維持管理の実績を有していること。

(エ) 業務の再委託又は下請けの要件

本事業の実施にあたり、所有権移転業務を除く各業務の一部に限って再委託又は下請けさせることができるものとする。なお、施工業務に関しては、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 22 条に規定する「一括下請負の禁止」を遵守するものとする。

カ 協力企業が担当できる業務についての要件

協力企業は、「空調設備等の設計業務」、「空調設備等の施工業務」、「空調設備等の工事監理業務」及び「空調設備の維持管理業務」の各業務のすべてを協力企業のみで受託又は請負うことはできない。なお、施工業務に関しては、建設業法第 22 条に規定する「一括下請負の禁止」を遵守すること。

キ 市内施工業者に対する契約に関する配慮事項

事業者は、構成企業・協力企業の選定にあたり、岡崎市内に建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）上の主たる営業所（一般的には本社・本店のことを示す。）を有する者を少なくとも 1 社以上選定するとともに、業務の一部発注などにおいても可能な限り多くの企業を登用することに配慮すること。

(2) 参加資格確認基準日及び参加資格確認基準日以降の取扱い

参加資格確認基準日は、参加表明書の提出期限日とする。なお、参加資格確認基準日以降に参加資格要件を欠くような事態が生じた場合の対応は、次のとおりとする。

ア 参加資格確認基準日から優先交渉権者決定日までの間に、応募者の構成企業が参加資格要件を欠くこととなった場合は、当該応募者は原則として失格とする。ただし、市がやむを得ないと認めた場合は、市の承認及び参加資格の確認を受けた上で、代表企業

を除く構成企業の変更、追加ができるものとする。この場合、市へ書面（任意様式）により構成企業の変更、追加の申し出を行い、構成企業の変更、追加の申し出を市が認めた場合は、参加資格の確認を受けるための必要書類を速やかに提出すること。

イ 優先交渉権者決定日から事業契約の締結日までの間に、構成企業が参加資格要件を欠くこととなった場合は原則として失格とし、仮契約の解除を行う。この場合は、市は一切責任を負わないものとする。ただし、市がやむを得ないと認めた場合は、参加資格要件を満たす範囲で代表企業を除く構成企業の変更は認めるものとする。その場合は、市へ書面（任意様式）により構成企業の変更を申し出ること。

5 応募に関する留意事項

(1) 費用負担

提案に伴う費用については、すべて応募者の負担とする。

(2) 募集要項等の承諾

応募者は、募集要項等に記載された内容を承諾のうえ、応募に参加すること。

(3) 応募に係る提案書類の取扱い

ア 著作権

本事業に関する提案書類の著作権は応募者に帰属するものとし、審査結果の公表以外には使用しないものとする。ただし、市が岡崎市情報公開条例に基づき提案内容を公表する場合、その他市が必要と認めるときには、提案書類の全部または一部を無償で使用できるものとする。なお、応募者からの提出書類については返却しないものとする。

イ 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等に日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、提案を行った応募者が負うものとする。

ただし、市が、工事材料、施工方法、維持管理方法等で指定した場合で、設計図書等に特許権等の対象である旨が明示されておらず、応募者が特許権等の対象であることを過失なくして知らなかった場合には、市が費用を負担する。

(4) 市が提示する資料の取扱い

市が提供する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用してはならない。

(5) 応募グループの複数提案の禁止

応募グループは、1つの提案しか行うことはできない。

(6) 応募書類の変更禁止

応募書類の変更、差し替え、再提出は認めない。ただし、市が認めた場合はこの限りではない。

(7) 使用言語、単位及び時刻

応募に関して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

(8) 応募無効に関する事項

次のいずれかに該当する応募は、無効とする。

ア 参加資格要件の無い応募者が行った応募

イ 「参加表明書」に記載されたグループ代表企業以外の者が行った応募

ウ 応募者の記名及び押印を欠く応募、又は応募事項を明示しない応募

エ 参加表明書等に虚偽の記載をした者が行った応募

オ 誤字、又は脱字等により意思表示が不明確な応募

カ 同一事項に対し、2通以上の書類提出がなされた応募

キ その他募集要項等において示した条件等応募に関する条件に違反した応募

6 審査及び選定に関する事項

(1) 審査に関する基本的な考え方

ア 審査は、事業者選定を公平かつ適正に実施するために学識経験者等で構成する審査委員会で行うものとし、審査基準書は募集要項と併せて公表する。

イ 審査委員会において、整備計画、事業計画、維持管理計画、資金計画等の各面から総合的に提案書の審査を行う。

ウ 市が設置した審査委員会は、次の委員により構成される。

| 区分 | 氏名 | 所属・役職 |
|-----|------|--------------|
| 委員長 | 堀越哲美 | 愛知産業大学 学長 |
| 委員 | 安藤基紀 | 公認会計士 |
| 委員 | 小沢良平 | 株式会社日本政策投資銀行 |
| 委員 | 都築和代 | 豊橋技術科学大学 教授 |
| 委員 | 長坂洋人 | 岡崎市小中学校長会 会長 |

なお、応募者の構成企業又は協力企業が、優先交渉権者及び次点交渉権者の選定前までに、審査委員会の委員に対し、事業者選定に関して自己に有利になる目的のため又は他の応募者を不利にする目的のため、接触等の働きかけを行った場合は失格とする。

(2) 事業者の選定

選定事業者の審査は次に掲げる手順により行うこととする。

ア 資格審査

応募者の備えるべき参加資格要件の具備の有無を確認する。

イ 提案審査

提案価格のほか、設計・整備及び維持管理の提案内容及び市の要求水準との適合性並びに資金調達及びリスク分担を含む事業計画の妥当性、確実性等の各面から総合的に評価する。詳細は審査基準書による。

ウ 事業者の選定

市は、審査委員会による評価の結果を基に優先交渉権者及び次点交渉権者を選定し、優先交渉権者との契約交渉及び契約手続を行う。ただし、優先交渉権者との契約交渉が調わなかった場合には、次点交渉権者と契約の交渉及び手続を行う。

なお、市は、最終的に応募者がいない場合、または本事業をPFI法に基づく事業として実施することが適当であると客観的に評価された提案が無い場合には、優先交渉権者を選定せず、特定事業の選定を取り消すこととし、その旨を速やかに公表する。

7 審査結果及び評価の公表方法

審査の結果及び評価は、市のホームページ等で公表する。

第4 提案に関する条件

本事業に関する条件は以下の通りとする。

1 整備業務の完了及び引渡し等

(1) 整備業務の完了等

本事業のスケジュールに示した工事においては、2019年6月末までには対象校の小学校全ての対象室及び中学校の特別支援教室を完了し、中学校の特別支援教室以外の対象室においては、期限の12月末までに完了するものとするが、出来る限りの工期の短縮を図ることを期待する。

(2) 設備の維持管理

施工完了した対象校の対象室から、所有権移転後に順次維持管理を行うものとする。その場合に、予定する対象校に対して操作等の説明の機会を設けた上で、操作に支障を来さないようにするものとする。

2 提案価格

(1) 提案価格の算定方法

支払方法説明書に示す市が支払うサービス購入料の合計金額を提案価格とすること。なお、サービス購入料の算定に用いる割賦手数料は、次の基準金利に応募者の選定するスプレッドを加えたものとする。なお、事業期間中の金利変動は見込まないこと。

| | |
|---------|--|
| 提案用基準金利 | 東京時間 2019 年 10 月 15 日 午前 10 時にテレレート 17143 ページに発表される東京スワップレファレンスレート (TSR) として表示される 6 ヶ月 LIBOR ベース 10 年物 (円/円) 金利スワップレート |
|---------|--|

(2) 市の支払総額の上限価格

5,373,163,000 円 (現在価値換算前の実額ベースで、消費税及び地方消費税を含まない。) なお、市の算定根拠は公表しない。

第5 優先交渉権者の決定後の手続き

1 基本協定の締結

優先交渉権者は、優先交渉権者決定後速やかに、基本協定書（案）に基づき、基本協定を市と締結しなければならない。

2 SPC の設立等

事業者が本事業を遂行するために会社法に定める株式会社として SPC を設立する場合には、市は、SPC との間で仮契約を締結することとする。この際、優先交渉権者の構成企業は提案において各構成企業が受託又は請負うこととなっている業務を、SPC から受託又は請負うこととする。ただし、「所有権移転業務」については、SPC が自ら実施することとする。

3 優先交渉権者との交渉と事業契約の締結

市は、選定した優先交渉権者と契約内容の詳細について協議し、事業契約に関する議会の議決を経た後、事業契約を締結する。協議が調わなかった場合、次点交渉権者と協議を行う。

(1) 契約内容

事業契約は、事業契約書（案）及び提案内容に基づき締結するものであり、事業者が遂行すべき設計・施工業務、維持管理業務に関する業務内容や金額、支払方法等を定める。

なお、維持管理業務の詳細の仕様については、提案書等及び要求水準書、事業契約書（案）に定められた水準に基づき、市と協議の上、作成し、業務開始までに市の承諾を得ること。

(2) 事業契約に係る契約書作成費用

事業契約の検討に係る優先交渉権者側の弁護士費用及び印紙代等、契約書の作成に要する費用は、優先交渉権者の負担とする。

4 契約保証金

契約保証金は、選定事業者が自己の責任及び費用負担において、市又は選定事業者を被保険者とし、空調設備整備に係る対価（サービス対価A-1及びA-3）から割賦金利相当額を控除した額の10分の1以上に相当する金額を保証金額とする履行保証保険契約を自ら締結し、もしくは工事請負人等に履行保証保険契約を締結させることに

より、これを免除する。

なお、SPCは、自らを被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合には、保険金請求権の上に、事業契約書(案)に基づく違約金支払請求権を被担保債権として、市を第一順位とする質権を設定する。かかる質権設定の費用はSPCが負担する。

5 保険

選定事業者は事業に関連する保険に加入することとする。詳細については事業契約書(案)を参照のこと。

第6 選定事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

1 予想される責任及びリスクの分類と官民間での分担

(1) 責任分担の考え方

本事業における責任分担の考え方は、適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供を目指すものであり、選定事業者が担当する業務については、選定事業者が責任を持って遂行し、業務に伴い発生するリスクについては、原則として選定事業者が負うものとする。ただし、市が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、市が責任を負うものとする。

(2) 予想されるリスクと責任分担

市と選定事業者の責任分担は、原則として添付資料リスク分担表によることとし、責任分担の程度や具体的な内容については、事業契約書(案)で提示する。

2 選定事業者により提供されるサービス水準

本事業において実施する業務の要求性能及びサービス水準は、業務要求水準書に定める。

3 選定事業者の責任の履行に関する事項

選定事業者は、事業契約書(案)に基づき作成された事業契約書に従い、誠意をもって責任を履行する。なお、事業契約締結に当たっては、事業契約の履行を確保するために、次のいずれかの方法による事業契約の保証を行うことを想定している。

- ・ 契約保証金の納付
- ・ 履行保証保険の付保等による保証措置

- ・その他岡崎市工事請負契約約款第4条第1項に定める方法に準ずるもので市が認める保証

4 市による事業の実施状況のモニタリング

(1) モニタリングの実施

市は、事業期間中、事業者が行う業務に関するモニタリングを行う。

モニタリングの結果、事業契約書で定められた業務要求水準及び提案書で提案された業務レベルが満たされていない場合、市は、選定事業者に対して支払額を減額又は支払いを停止する。減額又は支払いの停止の考え方については、モニタリング減額方法説明書で提示する。

モニタリング実施の詳細についてはモニタリング減額方法説明書を参照すること。

(2) モニタリングの時期

モニタリングの時期については、次のとおりとする。

- ア 設計時
- イ 工事施工時
- ウ 工事完成・設備引渡し時
- エ 設備供用開始後
- オ 事業契約終了時

(3) モニタリングの方法

モニタリングの具体的な方法については、モニタリング減額方法説明書で提示する。

(4) モニタリングの費用の負担

市が実施するモニタリングに係る費用は、市が負担し、選定事業者が自ら実施するモニタリング及び報告書類作成等に係る費用は、選定事業者の負担とする。

第7 事業契約の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項

事業契約の解釈について疑義が生じた場合、市と選定事業者は誠意をもって協議するものとし、協議が整わない場合は、事業契約書に規定する具体的な措置に従う。また、事業契約に関する紛争については、名古屋地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

第8 事業の継続が困難となった場合の措置に関する事項

1 事業の継続に関する基本的な考え方

本事業において、事業の継続が困難となる事由が発生した場合は、事業契約で定める事由ごとに、市及び選定事業者の責任に応じて、必要な修復その他の措置を講じることとする。

2 事業の継続が困難となった場合の措置

本事業の継続が困難となった場合の措置の詳細については、事業契約書（案）に定める。

第9 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援等に関する事項

1 法制上及び税制上の措置に関する事項

市は、本事業に関する法制上及び税制上の措置等は想定していないが、法改正等により措置が適用される場合には、市は、選定事業者が法制上及び税制上の措置を受けることができるように努める。

2 財政上及び金融上の支援に関する事項

市は、本事業に関する財政上及び金融上の支援等は想定していないが、選定事業者が支援を受けることができる可能性がある場合には、市は、選定事業者が当該支援を受けられるように努める。

3 その他の支援に関する事項

その他の支援については、次のとおりとする。

- ・事業実施に必要な許認可等に関し、市は、必要に応じて協力を行う。
- ・法改正等により、その他の支援が適用される可能性がある場合には、市と選定事業者で協議を行う。
- ・市は、選定事業者に対する補助、出資等の支援は行わない。

第10 その他特定事業の実施に関し必要な事項

1 議会の議決

債務負担の設定に関する議案は、平成30年11月臨時会に提出する予定である。

事業契約議案は、平成 30 年 12 月定例会に提出する予定である。

2 情報提供

本事業に係る情報提供は、適宜、市のホームページ等で行う。

3 募集要項等に関する問い合わせ先

岡崎市教育委員会事務局施設課

住所：岡崎市十王町二丁目 9 番地

電話：0564-23-6623

電子メール：kyoishisetsu@city.okazaki.lg.jp

添付資料 リスク分担表

| リスク | | | | リスク分担 | | |
|------|--------------------|----------------|---|---|-------|-----|
| 発生段階 | リスク項目 | No. | リスクの内容 | 市 | 選定事業者 | |
| 共通 | 募集要項リスク | 1 | 募集要項等本事業に係り公表した資料の誤りに関するもの、内容の変更に関するもの等 | ● | | |
| | 応募リスク | 2 | 応募費用に関するもの | | ● | |
| | 契約締結リスク | | 3 | 契約締結に関する議決を得られないことによる契約締結の遅延・中止 | ●※1 | ●※1 |
| | | | 4 | 前項以外の市の責めに帰すべき事由による契約締結の遅延・中止 | ● | |
| | | | 5 | 事業者の責めに帰すべき事由による契約締結の遅延・中止 | | ● |
| | 資金調達リスク | 資金調達リスク | 6 | 必要な資金の確保に関するもの | | ● |
| | 予算確保リスク | | 7 | 債務負担行為に関する議決を得られないことによる契約締結の遅延・中止 | ●※1 | ●※1 |
| | 制度関連リスク | 政治・行政リスク | 8 | 本事業に直接影響を及ぼす市の政策の変更 | ● | |
| | | 法制度・税制度・許認可リスク | 9 | 法制度・税制度・許認可の新設・変更に関するもの(本事業に直接影響を及ぼすもの) | ● | |
| | | | 10 | 法制度・税制度・許認可の新設・変更に関するもの(前項以外のもの) | | ● |
| | | 許認可遅延リスク | 11 | 許認可の遅延に関するもの(市が取得するもの) | ● | |
| | | | 12 | 前項以外の、事業者の申請等の手続きの不備等による許認可の遅延に関するもの | | ● |
| | 社会リスク | 住民対応リスク | 13 | 設備等の設置等、本事業の推進そのものに関する住民反対運動・訴訟・要望等に関するもの | ● | |
| | | | 14 | 前項以外のもの(調査、工事、維持管理)に関する住民反対運動・訴訟・要望等に関するもの | | ● |
| | | 第三者賠償リスク | 15 | 事業者の責めによるもの | | ● |
| | | | 16 | 市の責めによるもの | ● | |
| | | 環境問題リスク | 17 | 事業者が行う業務に起因する有害物質の排出・漏洩等、環境保全に関するもの | | ● |
| | デフォルトリスク(事業の中止・延期) | 事業者に起因するもの | 18 | 事業者の事業放棄、破綻によるもの | | ● |
| | | | 19 | 事業者の提供するサービスの品質が業務要求水準書の示す一定のレベルを下回った場合 | | ● |
| | | 市に起因するもの | 20 | 市の債務不履行等により当該サービスが不要となった場合等 | ● | |
| | 不可抗力リスク | | 21 | 風水害、暴動、地震等第三者の行為その他自然的又は人為的な現象のうち通常の見可能な範囲を超える(保険等の措置によりカバーされる損害の範囲内) | | ● |
| | | | 22 | 風水害、暴動、地震等第三者の行為その他自然的又は人為的な現象のうち通常の見可能な範囲を超える(保険等の措置によりカバーされる損害を超えるもの) | ● | |

| リスク | | | | リスク分担 | | |
|---------------------------------|-------------|--------------------------------------|--|---|-------|---|
| 発 生 段 階 | リスク項目 | No. | リスクの内容 | 市 | 選定事業者 | |
| | 物価変動リスク | 23 | 物価変動によるコストの変動 | ●※2 | ●※2 | |
| | 金利リスク | 24 | 金利の変動（設計・施工期間中） | ● | | |
| | | 25 | 金利の変動（開業後、維持管理期間中） | | ● | |
| | 支払遅延・不能リスク | 26 | 市からのサービスの対価等の支払遅延・不能に関するもの | ● | | |
| 計 画 ・ 設 計 段 階 | 計画・設計リスク | 発注者責任リスク | 27 | 事業者の発注による工事請負契約の内容、及びその変更に関するもの等 | | ● |
| | | 測量・調査・設計リスク | 28 | 市が実施した測量・調査・設計に不備があった場合（市が過去に実施した、既存建物に関する調査・設計を含む） | ● | |
| | 29 | | 事業者が実施した測量・調査・設計に不備があった場合 | | ● | |
| | 30 | | 既存建物の構造等に当初想定されなかった重大な欠陥が発見された場合 | ● ※3 | | |
| | 遅延リスク | 31 | 市の事由により設計が一定期間に完結せず費用増加をもたらす場合 | ● | | |
| | | 32 | 事業者の事由により設計が一定期間に完結せず費用増加をもたらす場合 | | ● | |
| | 設計変更リスク | 33 | 市の事由により設計変更が生じ費用が増加する場合 | ● | | |
| | | 34 | 事業者の事由により設計変更が生じ費用が増加する場合 | | ● | |
| | 要求水準リスク | 35 | 計画・設計に関する要求水準の不適合によるもの | | ● | |
| 施 工 段 階 | 建設リスク | 用地リスク | 36 | 施工に要する仮設、資材置場に関するもの | | ● |
| | | | 37 | 地中障害物等に関するもの | ● | |
| | 工事遅延・未完工リスク | 38 | 市の要求による設計変更により遅延する、又は完工しない場合 | ● | | |
| | | 39 | 前項以外で工事が契約に定める工期より遅延する、又は完工しない場合 | | ● | |
| | 工事費増大リスク | 40 | 市の指示による工事費の増大 | ● | | |
| | | 41 | 前項以外の要因による工事費の増大 | | ● | |
| | | 42 | 本事業の改修対象について、事業者の調査により新たに必要と判断され、市が認めた追加工事にかかる費用 | ● | | |
| | 性能リスク | 43 | 要求水準の不適合（施工不良を含む） | | ● | |
| | 施工監理（管理）リスク | 44 | 施工監理（管理）に関するもの | | ● | |
| | 一般的損害リスク | 45 | 設備・原材料の盗難や事故による第三者賠償等に関するもの | | ● | |
| システム・設備機器・備品等納品遅延リスク | 46 | システム、設備、備品等の納品遅延に起因するもの（市が用意するものを除く） | | ● | | |
| 譲渡手続きリスク | 47 | 所有権移転の手続きに伴う諸費用に関するもの | | ● | | |

| リスク | | | | リスク分担 | | |
|----------|-----------|------------|---|--|-------|---|
| 発生段階 | リスク項目 | No. | リスクの内容 | 市 | 選定事業者 | |
| 維持管理 | 維持管理リスク | 計画変更リスク | 48 | 市の指示による事業内容・用途の変更に関するもの | ● | |
| | | | 49 | 前項以外の要因による事業内容・用途の変更に関するもの | | ● |
| | | 性能リスク | 50 | 要求水準の不適合によるもの | | ● |
| | | 設備瑕疵リスク | 51 | 事業者の設計が原因となる施設の瑕疵 | | ● |
| | | | 52 | 事業者の施工不良が原因となる設備の瑕疵(瑕疵担保期間中) | | ● |
| | | | 53 | 事業者の施工不良が原因となる設備の瑕疵(瑕疵担保期間外) | ● | |
| | | | 54 | 本事業で事業者が改修を行わない部位に起因する瑕疵 | ● | |
| | | | 55 | 本事業で事業者が整備・改修を行わない施設の瑕疵 | ● | |
| | | 維持管理コストリスク | 56 | 市の指示による事業内容・用途の変更等に起因する維持管理費の増大・減少 | ● | |
| | | | 57 | 前項以外の要因による維持管理費の増大(物価・金利変動に関するものは除く) | | ● |
| | | 設備損傷リスク | 58 | 設備の劣化に対して適切な措置がとられなかったことによるもの | | ● |
| | | | 59 | 本事業で事業者が改修を行わない部位に起因する劣化によるダメージ | ● | |
| | 60 | | 事業者の責によらない事故・火災等によるダメージ | ● | | |
| | 61 | | 利用者等第三者による施設の損傷(通常予見可能な範囲、保険等の措置によりカバーされる損害の範囲を超えるもの) | ● | | |
| | 62 | | 前項以外利用者等第三者による施設の損傷 | | ● | |
| | 修繕費増大リスク | 63 | 修繕費が予想を上回った場合 | | ● | |
| | セキュリティリスク | 64 | 事業者の警備不備によるもの | | ● | |
| | | 65 | 前項以外のもの | ● | | |
| | 維持リスク | 計画変更リスク | 66 | 市による事業内容・用途の変更に関するもの | ● | |
| | | | 67 | 前項以外の要因による事業内容・用途の変更に関するもの | | ● |
| | | 性能リスク | 68 | 要求水準の不適合によるもの | | ● |
| | | 維持管理コストリスク | 69 | 市の指示による事業内容の変更等に起因する業務量、及び運営費の増大 | ● | |
| | | | 70 | 市の指定する団体の参画等に起因する業務量、及び運営費の増大 | ● | |
| | | | 71 | 前2項以外の要因による業務量、及び運営費の増大(物価・金利変動によるものは除く) | | ● |
| | | 情報漏えいリスク | 72 | 市の事由によるもの | ● | |
| | | | 73 | 事業者の事由によるもの | | ● |
| | | 需要リスク | 74 | 市が実施する事業の需要に関するもの | ● | |
| 75 | | | 事業者が実施する事業の需要に関するもの | | ● | |
| 一般的損害リスク | | 76 | 各種消耗品の盗難や事故による第三者への賠償に関するもの | | ● | |
| 備品損傷リスク | | 77 | 事業者が本事業に合わせて整備する備品の修繕・更新 | | ● | |
| | | 78 | 市が提供する既存の備品の修繕・更新 | | ● | |
| 技術革新リスク | | システム陳腐化リスク | 79 | 事業開始後、導入したシステムが技術的に陳腐化し、技術代替、一部施設・設備の変更に際し想定以上のコストを要する場合 | | ● |

| リスク | | | | リスク分担 | | |
|------|--------------|--|-----|--|---|-------|
| 発生段階 | リスク項目 | | No. | リスクの内容 | 市 | 選定事業者 |
| 移管段階 | 移管手続き リスク | | 80 | 設備移管手続き、業務引き継ぎに伴う諸費用の発生に関するもの、事業会社の清算手続きに伴う評価損益等 | | ● |

- ※1 議会の議決が得られないことにより契約締結が遅延・中止した場合は、それまでにかかった市及び事業者の費用は、それぞれの負担とする。
- ※2 物価変動に一定程度の下降又は上昇があった場合は、一定調整する。具体的な調整方法については、支払方法説明書において提示する。
- ※3 事業者が事業契約締結後に実施した調査の結果又は施工中に既存建物の構造等に、当初想定できなかった重大な欠陥があることが判明し、これにより事業者の提案内容に見直しが必要となる場合、当該見直しに係る追加費用は市の負担とする。市は、当該欠陥について事業者が合理的に要求される努力を尽くしても、当該欠陥の発見時期以前に発見することが不可能又は著しく困難と客観的に判断される場合に、当該欠陥の除去修復に対し、合理的な追加費用（設計、工事の遅延に係る追加費用を含む）を負担する。

ただし、事業者が合理的に要求される努力を尽くしていれば、当該欠陥の発見時期以前に発見できたであろう場合又は当該欠陥についての市への報告が事業者の責めにより遅延した場合は、市は、見直しに要する追加費用のうち一部（発見時期の遅延の場合には、事業者において、事業者が合理的に要求される努力を尽くしていれば発見されたであろう時期に発見されていても発生したことを客観的に明らかにした金額、市に対する通知の遅延の場合には、事業者において、当該遅延がなくても発生したことを客観的に明らかにした金額）を負担する。

対象校の所在地及び対象室数

| 種別 | 番号 | 学校名 | 所在地 | 対象教室数 | | | 都市ガス | | キュービクル | | | 契約電力 (H29) |
|-------------|----|-------|---------------|--------------|-------------|-----|------|----|---------|---------|------|------------|
| | | | | 普通教室及び特別支援教室 | 特別教室及びその他の室 | 配膳室 | 引込 | 区域 | 電灯[kVA] | 動力[kVA] | 設置年 | |
| 小 学 校 | 1 | 梅園 | 稲熊町字4丁目68番地1 | 30 | 5 | 1 | 有 | ○ | 75 | 20+75 | 2003 | 72 |
| | 2 | 根石 | 欠町字石ヶ崎1番地2 | 27 | 6 | 1 | 有 | ○ | 75 | 75 | 1984 | 90 |
| | 3 | 男川 | 大平町字中道17番地 | 22 | 5 | 1 | 有 | ○ | 50 | 75 | 1978 | 79 |
| | 4 | 美合 | 岡町字南石原30番地 | 15 | 7 | 1 | 無 | ○ | 50 | 50 | 1981 | 56 |
| | 5 | 緑丘 | 美合町字沢渡12番地 | 24 | 8 | 1 | 無 | ○ | 50 | 75 | 2015 | 67 |
| | 6 | 羽根 | 羽根町字池脇24番地2 | 25 | 4 | 1 | 有 | ○ | 75 | 75 | 1985 | 81 |
| | 7 | 岡崎 | 針崎町字フロ1番地 | 27 | 7 | 1 | 無 | ○ | 50 | 75 | 1974 | 61 |
| | 8 | 六名 | 六名三丁目2番地1 | 30 | 6 | 1 | 有 | ○ | 75 | 75 | 2017 | 77 |
| | 9 | 三島 | 明大寺町字池上1番地 | 17 | 7 | 1 | 有 | ○ | 50 | 75 | 2014 | 66 |
| | 10 | 竜美丘 | 竜美台一丁目1番地 | 29 | 5 | 1 | 有 | ○ | 75 | 75 | 1984 | 85 |
| | 11 | 連尺 | 城北町4番地 | 18 | 10 | 1 | 有 | ○ | 75 | 50+50 | 1980 | 79 |
| | 12 | 広幡 | 広幡町11番地1 | 22 | 4 | 1 | 有 | ○ | 75 | 75 | 2015 | 57 |
| | 13 | 井田 | 井田町字茨坪4番地3 | 35 | 7 | 1 | 有 | ○ | 75 | 75 | 1987 | 105 |
| | 14 | 愛宕 | 伊賀町字愛宕山1番地 | 7 | 6 | 1 | 有 | ○ | 50 | 50 | 1984 | 58 |
| | 15 | 福岡 | 福岡町字西市仲3番地 | 22 | 6 | 1 | 無 | ○ | 50 | 50 | 1979 | 52 |
| | 16 | 竜谷 | 竜泉寺町字松本34番地4 | 8 | 3 | 1 | 無 | ○ | 50 | 50 | 1978 | 41 |
| | 17 | 藤川 | 藤川町字西池北44番地 | 16 | 7 | 1 | 有 | ○ | 50 | 50+7.5 | 1987 | 45 |
| | 18 | 山中 | 舞木町字天神越1番地 | 13 | 6 | 1 | 無 | ○ | 50 | 50 | 1981 | 42 |
| | 19 | 本宿 | 本宿町字三本松入14番地1 | 14 | 7 | 1 | 無 | ○ | 50 | 75 | 1978 | 72 |
| | 20 | 生平 | 生平町字鷺場25番地1 | 7 | 4 | 1 | 無 | × | 50 | 30+7.5 | 1987 | 31 |
| | 21 | 秦梨 | 秦梨町字世土田2番地 | 8 | 4 | 1 | 無 | × | 50 | 30+8 | 1989 | 33 |
| | 22 | 常磐南 | 田口町字岩本12番地4 | 7 | 4 | 1 | 無 | × | 50 | 30+8 | 1989 | 35 |
| | 23 | 常磐東 | 米河内町字惣作32番地 | 6 | 4 | 1 | 無 | × | 50 | 30+10 | 1986 | 28 |
| | 24 | 常磐 | 滝町字入ノ谷3番地4 | 14 | 6 | 1 | 無 | × | 50 | 50+50 | 1979 | 83 |
| | 25 | 恵田 | 恵田町字三月ヶ入71番地1 | 7 | 4 | 1 | 無 | × | 50 | 50 | 2003 | 31 |
| | 26 | 奥殿 | 奥殿町字仲西73番地2 | 8 | 4 | 1 | 無 | × | 50 | 50 | 1982 | 41 |
| | 27 | 細川 | 細川町字石田45番地 | 31 | 7 | 1 | 有 | ○ | 50 | 75 | 1988 | 70 |
| | 28 | 岩津 | 岩津町字申堂24番地2 | 21 | 6 | 1 | 有 | ○ | 50 | 50 | 1983 | 58 |
| | 29 | 大樹寺 | 鴨田町字広元31番地 | 22 | 6 | 1 | 有 | ○ | 75 | 75 | 1983 | 84 |
| | 30 | 大門 | 大門四丁目4番地1 | 26 | 7 | 1 | 有 | ○ | 50 | 75 | 1978 | 66 |
| | 31 | 矢作東 | 矢作町字切戸28番地 | 25 | 8 | 1 | 有 | ○ | 75 | 50 | 2016 | 54 |
| | 32 | 矢作北 | 橋目町字西遠山9番地2 | 28 | 5 | 1 | 無 | ○ | 75 | 50 | 1993 | 63 |
| | 33 | 矢作西 | 宇頭町字長合40番地 | 16 | 7 | 1 | 無 | ○ | 50 | 50 | 1980 | 47 |
| | 34 | 矢作南 | 大和町字西島13番地 | 29 | 8 | 1 | 有 | ○ | 75 | 50 | 1993 | 59 |
| | 35 | 六ツ美中部 | 下青野町字井戸尻71番地 | 13 | 7 | 1 | 無 | × | 50 | 75 | 1980 | 71 |
| | 36 | 六ツ美北部 | 土井町字炭焼2番地 | 26 | 7 | 1 | 有 | ○ | 50 | 75 | 2017 | 56 |
| | 37 | 六ツ美南部 | 中島町字下井ノ上9番地1 | 24 | 4 | 1 | 有 | ○ | 75 | 50 | 1993 | 59 |
| | 38 | 城南 | 城南町一丁目11番地 | 19 | 12 | 1 | 有 | ○ | 75 | 75 | 2016 | 66 |
| | 39 | 上地 | 上地三丁目31番地 | 27 | 6 | 1 | 有 | ○ | 50 | 75 | 1983 | 81 |
| | 40 | 小豆坂 | 戸崎町字藤狭13番地5 | 22 | 6 | 1 | 有 | ○ | 75 | 75 | 1985 | 69 |
| | 41 | 北野 | 北野町字山下1番地1 | 21 | 8 | 1 | 無 | ○ | 50 | 20+50 | 1984 | 48 |
| | 42 | 六ツ美西部 | 赤波町字道本33番地 | 26 | 9 | 1 | 有 | ○ | 75 | 75+10 | 1996 | 70 |
| | 43 | 豊富 | 榎山町字西ノ沢3番地 | 10 | 6 | 1 | 無 | × | 100 | 75 | 2012 | 77 |
| | 44 | 夏山 | 夏山町字細田7番地1 | 5 | 6 | 1 | 無 | × | 共用20+50 | 共用20+50 | 1999 | 27 |
| | 45 | 宮崎 | 石原町字古城9番地 | 6 | 4 | 1 | 無 | × | | | | 低圧受電 |
| | 46 | 形埜 | 桜形町字中嶋13番地 | 8 | 4 | 1 | 無 | × | | | | 低圧受電 |
| | 47 | 下山 | 保久町字市場16番地 | 4 | 5 | 1 | 無 | × | | | | 低圧受電 |
| 中 学 校 | 1 | 甲山 | 中町字北野東20番地1 | 26 | 12 | 1 | 有 | ○ | 75 | 75 | 2014 | 93 |
| | 2 | 美川 | 丸山町字ハサマ4番地1 | 19 | 10 | 1 | 無 | ○ | 100 | 75 | 2013 | 75 |
| | 3 | 南 | 戸崎町字野畔8番地1 | 14 | 11 | 1 | 有 | ○ | 75 | 75+15 | 1988 | 77 |
| | 4 | 竜海 | 明大寺町字栗林48番地1 | 33 | 11 | 1 | 有 | ○ | 75 | 50+20 | 1999 | 100 |
| | 5 | 葵 | 伊賀新町31番地1 | 22 | 10 | 1 | 無 | ○ | 75 | 75 | 1992 | 87 |
| | 6 | 城北 | 城北町3番地1 | 17 | 11 | 1 | 有 | ○ | 75 | 75 | 1992 | 78 |
| | 7 | 福岡 | 福岡町字井杭3番地 | 15 | 9 | 1 | 無 | ○ | 75 | 75+10 | 1995 | 91 |
| | 8 | 東海 | 山綱町字中柴51番地 | 16 | 13 | 1 | 有 | ○ | 75 | 75 | 2017 | 80 |
| | 9 | 河合 | 茅原沢町字上平7番地 | 4 | 5 | 1 | 無 | × | 50 | 10+50 | 1989 | 38 |
| | 10 | 常磐 | 滝町字山籠109番地 | 10 | 5 | 1 | 無 | × | 75 | 75+20 | 2002 | 62 |
| | 11 | 岩津 | 東蔵前二丁目36番地 | 13 | 10 | 1 | 有 | ○ | 75 | 75+10 | 1992 | 79 |
| | 12 | 矢作 | 暮戸町字蓮代18番地 | 24 | 11 | 1 | 有 | ○ | 100 | 75 | 1992 | 92 |
| | 13 | 六ツ美 | 下青野町字井戸尻72番地 | 18 | 9 | 1 | 無 | × | 75 | 75 | 1992 | 74 |
| | 14 | 矢作北 | 東大友町字筆屋43番地1 | 29 | 12 | 1 | 有 | ○ | 75 | 75+75 | 1983 | 105 |
| | 15 | 新香山 | 桑原町字大沢20番地86 | 17 | 12 | 1 | 有 | ○ | 75 | 75 | 1992 | 76 |
| | 16 | 竜南 | 緑丘二丁目17番地 | 18 | 10 | 1 | 有 | ○ | 75 | 75+10 | 1985 | 62 |
| | 17 | 北 | 上里一丁目10番地 | 20 | 12 | 1 | 有 | ○ | 75 | 75+15 | 1987 | 96 |
| | 18 | 六ツ美北 | 井内町字六反2番地 | 25 | 10 | 1 | 有 | ○ | 75 | 75+10 | 1991 | 101 |
| | 19 | 額田 | 榎山町字原新田88番地 | 9 | 9 | 1 | 無 | × | 150 | 200 | 2005 | 91 |
| | 20 | 翔南 | 針崎町字春咲1番地2 | 19 | 12 | 1 | 有 | ○ | 100+100 | 75 | 2013 | 84 |